

令和8年度 観光人材育成・確保促進事業 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度 観光人材育成・確保促進事業委託業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

国内外の観光客の満足度向上に繋がる質の高いサービスを提供できる観光人材の育成・確保を支援するため、観光関連事業等の社員に対する階層別研修等を行うとともに、オンラインセミナー等を実施する。

4 事業目標

下記「5 事業内容」の実施により、以下目標の達成に取り組む。

- ① 研修の回数 …年間 25 回以上実施
- ② 研修に参加した企業（団体）数 …100 社
- ③ 研修に参加した人数…200 名

5 事業内容

1. 観光人材の育成

以下の項目を踏まえ、効果的な観光人材育成プログラムを実施すること。

< A. 階層別研修 >

(1) 研修対象者

- ① エントリー層 （採用から1～3年目）
現場リーダー層 （観光業界での勤務歴4～8年目）
中間管理職層
- ② 経営者層
- ③ 地域の観光振興を担う層（主に観光協会団体、地域DMO等を対象とする）

(2) 対象業種等

宿泊業、観光施設、旅行業、レンタカー業、旅客運輸業、観光関連団体等

(3) 実施方法等

研修内容については、観光産業における課題について検証するとともに、観光業界のニーズを踏まえた人材育成プログラムを計画し、以下の項目も含めること（同項目は必須とし、業界のニーズを踏まえた内容を積極的に提案すること）。

また、座学研修だけでなく、観光振興に向けて先進的な取り組みを行っている観光現場の視察等を目的とした実地研修等も実施すること。

① エントリー層・現場リーダー層・中間管理職層向け

- ア 沖縄の観光業で働くことの魅力に気づかせ、自ら仕事の目的や、自己理解、将来のキャリアアップイメージが深まるようにすること。
- イ 沖縄の観光業に従事する上で必要なスキル（プロジェクトメイキング、プロジェクトマネジメント、リーダーシップ等）が習得できるような内容とすること。理論もふまえつつ、実践的な内容とすること。
- ウ 沖縄の観光業界を牽引する将来のリーダーとしての自覚を深めるような取り組みを含めること。
- エ 受講生のホスピタリティを醸成する内容とすること。
- オ 研修中は、参加者同士、人材交流ができる場を提供すること。
- カ 上記以外で、観光業界に必要な能力の習得に資する内容

② 経営者層の育成について

社会情勢の変化を踏まえた経営改善や従業員のキャリアアップを推進できる経営者を育成する取組を実施すること。また、以下の項目を含めること。

- ア アドバイザー派遣（専門家派遣）によるハンズオン支援
県内観光関連事業者の経営者が抱えている課題を解決するため、アドバイザー派遣し経営者の育成を図る。
 - ・派遣するアドバイザーについては、県内の観光関連事業が抱えている課題分析したうえで、必要な専門知識を有するアドバイザーを選定すること。
 - ・客観的な視点で課題を抽出し、課題解決に相応しいアドバイザー派遣を提案できる経験のあるコーディネーターを配置すること
 - ・アドバイザー派遣で解決が困難な課題については、他機関へ繋ぐ等、連携できる体制を構築すること。※対象事業所については、原則、小規模事業所を優先とする。事業所の規模については、中小企業基本法等関連法令によるものとする。
- イ 経営者層向けセミナー等の開催
 - ・経営者層からのニーズを踏まえたセミナー（テーマ別研修）を開催すること。

③ 地域の観光振興を担う層向けの育成について

主に地域の観光協会や、地域 DMO 等を対象とし、地域の魅力や強みを引き出す地域主体の観光振興を構想し、裾野の広い観光産業を体系的にマネジメントできる人材育成プログラムを実施すること。

以下の項目を含めること。

- ア 沖縄の観光業界の現状と課題および課題解決力を向上させる研修
- イ 観光地経営に必要な理論を習得し、実践的な内容とすること
- ウ 上記以外で、観光地マネジメントに関する必要な知識等の習得

④ フォローアップ研修の実施及効果測定

過年度に受講した沖縄観光キャリアカレッジの修了生を対象にフォローアップ研修を行うこと。また、受講生の直属の上司にもヒアリング等を行い、事業の効果測定を行うこと。

⑤その他

- ・研修だけでなく、各階層の受講生と交流できる場を設けること。
- ・プログラム終了後は、受講生の満足度を測定すること。
- ・経営者層向けのアドバイザー派遣については、1社につき4回以上の派遣とすること。

2. 観光人材の確保

以下の項目を踏まえ、社会情勢の変化に対応でき、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる観光人材確保に繋がる取組を実施すること。

(1) 観光業界における就労環境のイメージ向上を目的とした研修等

① 観光現場で働く魅力を伝える出前講座を実施

- 観光現場で働く魅力を伝えるため、学生等を対象に出前講座を実施すること。
- ・実施にあたっては、観光現場で働く従事者も活用し、自社や業界の魅力を発信してもらうこと。
- ・過年度に受講した沖縄観光キャリアカレッジの修了生も活用すること。

(2) 観光人材の確保・定着に向けた実態調査

<調査対象例>

- ・労働局、人材派遣会社等（求職者、市場の動向等）
- ・大学、専修学校、高校等（学生のマインド、企業に求めるもの等）
- ・観光関連事業者および団体（離職率、人材確保に向けた企業努力、課題、離職者がどの業界に流れたか等）
- ・観光業従事者（従業員満足度等）

(3) 特設サイト「育人」の運営・管理等

- ・本事業で制作した特設サイト「育人」（以下「育人」という。）を活用し、企業と講師のマッチングが促進する取組を実施すること。
- ・講師によるコラム、成果紹介すること。
- ・「育人」を活用した国、地方公共団体等による人材確保支援策等の情報提供及び本事業で実施する研修等の受講生が「育人」上で研修の前後に学習支援できる仕組みを提案すること。
- ・「育人」の保守管理・運営に関する費用も見積もること。

※「育人」について…講師の所属、実績、スキル（専門分野）などを公開しており、研修の目的に合った講師を検索することができるとともに、研修の申込ができる Web サイト (<https://okinawa-hagunchu.jp/>)

(4) オンラインセミナーの配信等

観光業界を目指す人材を増やすことを目的に、①沖縄観光の基礎知識、②観光の発

展が及ぼす県内経済や県民生活への貢献度、③観光業界で働くことのやりがい等を伝えるオンラインセミナーを配信するとともに、視聴回数を増やすための取り組みとともに、受講者の学習をサポートする仕組みを検討すること。

(実施方法)

- ・これまで本事業で制作した動画及び新たな動画制作については、観光業界等からのニーズを踏まえつつ、県と協議すること。
- ・視聴者を増やすための広報を実施すること。
- ・研修の事前、事後学習ができる仕組みを提案し、受講効果を向上させること。

(5) 産学官の連携に関する取組等

- ・産学官連携人材育成確保会議の開催
- ・観光人材の育成・確保に向けた意見交換会の実施（ワールドカフェなど）

(6) その他の取組

上記(1)～(5)以外に効果的な取組がある場合は自由に提案し、県と協議の上、実施すること。

6 業務の実施状況に関する事項

- (1) 本業務の進捗状況を毎翌月10日までに沖縄県に報告すること。
- (2) 本業務は、精算条項を設けた概算契約により委託契約を締結しているため、業務完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

7 事業の成果品及び著作権

- (1) 業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した報告書（冊子版10部及びPDF版）を納品すること。単に、活動報告ではなく、事業の実施やアンケート調査等をふまえ、事業効果や今後取り組むべき課題等も報告すること。あわせて、報告書概要版についてもpower point等の電子データにて納品すること。
- (2) 当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難しい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、以下に定める場合を除き、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

① 業務委託契約第2条に定める実施計画書において、予め再委託先の選定方法、再委託の内容、概算見積額等の内容が明記された業務であって、県から承認を得たもの。ただし、委任または準委任は除く。

② 本業務委託契約の履行に必要な物品の仕入れ、役務の提供など、本業務委託契約を遂行する上で必要な直接経費（第三者において企画判断や管理運営等を伴わないものに限る）。

③ 次に定める「その他、簡易な業務」

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本・発送

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 記事リサイズ（写真データ等）

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他の留意事項

(1) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託事業者は経理管理にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

(2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託事業者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。